

平成 2 9 年

第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	2
3	欠席議員	3
4	説明のため出席した者	3
5	議会事務局職員	3
6	開会	3
7	日程第1 仮議席の指定	5
8	日程第2 議長選挙	5
9	日程第3 議席の指定	10
10	日程第4 会議録署名議員の指名	10
11	日程第5 会期の決定	10
12	日程第6 副議長選挙	10
13	日程第7 議案審議	14
14	議第1号	14
15	提案理由の説明	14
16	採決	15
17	議第2号	16
18	提案理由の説明	16
19	質疑、採決	17
20	議第3号及び議第4号	21
21	提案理由の説明	21
22	採決	22
23	議第5号	22
24	提案理由の説明	22
25	採決	23
26	議第6号及び第7号	23
27	提案理由の説明	23
28	質疑、討論、採決	25
29	議第8号	34
30	提案理由の説明	34
31	質疑、討論、採決	35
32	日程第8 一般質問	40
33	閉会	51

会 議 日 程

平成 2 9 年 2 月 2 0 日（月曜日） 午後 1 時 4 5 分開会

- 第 1 仮議席の指定
第 2 議長選挙
第 3 議席の指定
第 4 会議録署名議員の指名
第 5 会期の決定
第 6 副議長選挙
第 7 議案審議
議第 1 号 熊本県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任同意について
議第 2 号 熊本県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任同意について
議第 3 号 専決処分の報告及び承認について
（熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定）
議第 4 号 専決処分の報告及び承認について
（熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定）
議第 5 号 平成 2 8 年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議第 6 号 平成 2 9 年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議第 7 号 平成 2 9 年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
議第 8 号 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 8 一般質問

○

出席議員（20名）

1 番	澤 田 昌 作
2 番	上 野 美恵子
5 番	小 田 龍 雄
6 番	福 田 齊
9 番	脇 島 義 純
15 番	藏 原 博 敏
16 番	吉 永 健 司
17 番	上 田 泰 弘

18番	松	尾	純	久
19番	中	逸	博	光
21番	高	橋	周	二
22番	児	玉	智	博
24番	緒	方	哲	哉
25番	工	藤	秀	一
27番	林		賢	二
28番	森	本	完	一
29番	市	田		昇
30番	愛	甲	一	典
31番	村	山		昇
32番	富	山	憲	治

○

欠席議員（１０名）

3番	中	村	博	生
4番	松	岡	隼	人
7番	高	寄	哲	哉
8番	中	村	五	木
12番	江	頭		実
13番	堀	江	隆	臣
14番	守	田	憲	史
20番	後	藤	三	雄
23番	草	村	大	成
26番	永	田	義	昭

○

説明のため出席した者

広 域 連 合 長	大 西 一 史
事 務 局 長	吉 永 和 博
総 務 課 長	福 田 敏 則
事 業 課 長	中 元 博 文

○

議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	鶴 田 洋 明
書 記	堀 満
書 記	竹 崎 玲 子

○

午後１時４５分開会

○

○鶴田洋明 議会事務局長

議会事務局長の鶴田でございます。

定例会の開会に先立ち、御説明を申し上げます。

本定例会は改選後初めての議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員の中で富山憲治議員が年長の議員でございますので、臨時議長をお願いいたします。

富山議員、議長席にお着き願います。

(富山憲治臨時議長 議長席に着席)

○

○富山憲治 臨時議長

ただいま御紹介いただきました富山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を務めさせていただきます。議員の皆様方、よろしくお願いいたします。

ただいま、出席議員は20名でございます。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

開会に先立ち、大西連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○富山憲治 臨時議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

皆様、こんにちは。熊本県後期高齢者医療広域連合長の太西一史でございます。議会定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成29年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、昨年発生いたしました平成28年熊本地震により被災されました自治体におかれましては、現在も復興に向け災害対応に鋭意努力されていらっしゃるものと存じます。一日も早い復興を御祈念申し上げます。

さて、本定例会は改選後初めての議会となりますが、議員各位におかれましては、これまで培われました豊かな経験と知識を十二分に発揮をしていただき、本広域連合の発展のため御活躍されますことを御祈念申し上げる次第でございます。

本日は、議案といたしまして、副広域連合長及び監査委員の選任同意、平成28年度補正予算、平成29年度当初予算、専決処分の報告及び承認、条例の改正、計8件の御審議をいただくものでございます。

提案の趣旨及び内容につきましては、後ほど御説明申し上げたいと存じます。

さて、国においては、後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として予算措置により実施されてきた保険料の軽減特例措置を平成29年度から段階的に縮減する予算案を計上したところです。これまで広域連合では、低所得者の生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合は、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、全国広域連合協議会から厚生労働大臣に対して強く求めて参りましたが、現行制度を維持することができなかったことは大変残念に思っているところでございます。なお、これらの措置により影響を受ける被保険者の皆様に対し、構成市町村と連携して懇切丁寧な説明及び周知を図って参りたいと考えております。

一方、予防・健康づくりについては、データヘルスの推進を重要な施策に掲げ、健診やレセプトデータを活用し、高齢者の心身の特性に応じた保健事業の推進と個人が主体的に健康づくりを進めるインセンティブの取り組みなどを平成30年度から本格実施を目指しているところです。このことにより高齢者の皆様の生活習慣病等の重症化予防、心身機能の低下に伴う疾病予防につながり、健康寿命の延伸へ効果が期待されているところでございます。

このように、後期高齢者の医療を取り巻く環境が変化していく中、本広域連合といたしましても高齢者の皆様が安心して安定した医療給付を受けることができる制度の確立に向けた取り組みを今後も必要に応じて全国広域連合協議会等を通じまして意見や要望を行って参りたいと考えております。

いずれにいたしましても制度の運営を担う本広域連合といたしましては、県下45市町村及び熊本県と連携をしながら、後期高齢者医療制度の円滑な運営が図られますよう努めて参ります。

議員の皆様のなお一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(大西一史広域連合長 着席)

○

第1 仮議席の指定

○富山憲治 臨時議長

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定したいと思います。

○

第2 議長選挙

○富山憲治 臨時議長

次に、日程第２、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議あり」の声）

○富山憲治 臨時議長

異議がありますので、選挙の方法につきましては、投票で行うことといたします。

これより熊本県後期高齢者医療広域連合議会の議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○富山憲治 臨時議長

選挙は投票で行います。

ただいま、出席議員は２０名でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第３１条第２項の規定により、５番、小田龍雄議員、１６番、吉永健司議員を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○富山憲治 臨時議長

投票用紙漏れは、ございませんか。

（「なし」の声）

○富山憲治 臨時議長

配付漏れはなしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名で行います。被選挙人は議員名簿のとおりであります。投票用紙に被選挙人の指名を自席で御記載願います。

投票箱の点検をお願いいたします。

投票箱を点検します。小田龍雄議員、吉永健司議員、投票箱の点検をお願いいたします。

（投票箱点検）

○富山憲治 臨時議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

これより議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

_____ ○ _____

○鶴田洋明 議会事務局長

それでは、議会事務局長のほうより点呼をいたします。

まず最初に立会人の方からです。

5 番 小田龍雄 議員

1 6 番 吉永健司 議員

1 番 澤田昌作 議員

_____ ○ _____

○藏原博敏 議員

議長。

_____ ○ _____

○富山憲治 臨時議長

はい。

_____ ○ _____

○藏原博敏 議員

よろしいですか。

_____ ○ _____

○富山憲治 臨時議長

はい、どうぞ。

_____ ○ _____

○藏原博敏 議員

選挙に先立ちまして、立候補者のあれはないんですか。どなたが立候補されているのか。

_____ ○ _____

○鶴田洋明 議会事務局長

全員が候補者ということになります。

_____ ○ _____

○藏原博敏 議員

そうですか。

_____ ○ _____

○鶴田洋明 議会事務局長

すみません、御説明がちょっと不十分で申し訳ありません。

2 番 上野美恵子 議員

6 番 福田 齊 議員

9 番 脇島義純 議員

15番 藏原博敏 議員
17番 上田泰弘 議員
18番 松尾純久 議員
19番 中逸博光 議員
21番 高橋周二 議員
22番 児玉智博 議員
24番 緒方哲哉 議員
25番 工藤秀一 議員
27番 林 賢二 議員
28番 森本完一 議員
29番 市田 昇 議員
30番 愛甲一典 議員
31番 村山 昇 議員

最後に臨時議長、32番 富山憲治議員

○

○富山憲治 臨時議長

投票漏れは、ございませんか。

(「なし」の声)

○富山憲治 臨時議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは、これより開票を行います。

小田龍雄議員、吉永健司議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○富山憲治 臨時議長

開票の結果を議会事務局長に報告させます。

○

○鶴田洋明 議会事務局長

それでは、選挙の結果を御報告いたします。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票0票、有効投票中、澤田昌作議員、16票、上野美恵子議員、2票、松尾純久議員、1票、中村博生議員、1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、5票であります。

○

○富山憲治 臨時議長

ただいま報告のとおり澤田昌作議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

会場の閉鎖を解きます。

(閉鎖解除)

○富山憲治 臨時議長

会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました澤田昌作議員が議場におられます。

澤田議長に御挨拶をお願いいたします。

____ ○ _____
(澤田昌作議長 登壇)

○澤田昌作 議長

皆様、こんにちは。ただいま議長に御選任をいただきました熊本市議会議長の澤田昌作でございます。

議長の要職に御選任いただきましたことは、大変光栄でありますとともに、国の社会保障制度改革及び後期高齢者医療制度を取り巻く現状や課題を考えますと、その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

先ほど、大西広域連合長の御挨拶の中にもございましたが、平成28年熊本地震で被災されました自治体におかれましては、一日も早い復興を御祈念申し上げます。

さて、低所得者に対します保険料の軽減特例措置の段階的な縮減につきましては、主に年金生活であります高齢者の皆様方にとっては、その生活に大きな影響を与えるものと痛感しております。この後期高齢者医療制度は、高齢者の皆様の生命と健康を維持するためにも最も重要な施策でありますので、安定した制度運営を図るため、今後も引き続き、国に対し強く働きかけをしていくことが広域連合の使命であると考えております。

本議会としましても、被保険者である高齢者の皆様の負託に応えられるよう、その使命を十分果たしていかなければなりません。

今後も公正かつ円滑な議会運営に努めて参りますので、議員の皆様方におかれましては、何とぞ御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。議長就任の御挨拶とさせていただきますと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(澤田昌作議長 着席)

____ ○ _____

○富山憲治 臨時議長

これで私の職務は終了いたしましたので、議長を交代いたします。

澤田議長、議長席にお着き願います。

(富山憲治臨時議長 議長席を退席)

(澤田昌作議長 議長席に着席)

○

○澤田昌作 議長

それでは、議事を進行いたします。

この際、諸般の報告を申し上げます。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による現金出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付をし、議会に対する報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○

第3 議席の指定

○澤田昌作 議長

これより、日程第3、「議席の指定」を行います。

議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることとなっております。お手元に配付してあります議席表のとおり指定いたします。

○

第4 会議録署名議員の指名

○澤田昌作 議長

次に、日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名するようになっております。それでは、5番、小田龍雄議員、16番、吉永健司議員を指名いたします。

○

第5 会期の決定

○澤田昌作 議長

次に、日程第5、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○澤田昌作 議長

御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りに決定をいたしました。

○

第6 副議長選挙

○澤田昌作 議長

次に、日程第6、「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議あり」の声)

○澤田昌作 議長

御異議がありましたので、選挙の方法につきましては、投票で。

○

○吉永健司 議員

議長、暫時休憩を求めます。

(「賛成」の声)

○吉永健司 議員

暫時休憩をお願いします。

○

○澤田昌作 議長

暫時休憩をいたします。

○

午後 2 時 9 分休憩

午後 2 時 11 分再開

○

○澤田昌作 議長

それでは、議会を再開いたします。

これより熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○澤田昌作 議長

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は 20 名でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、5 番、小田龍雄議員、16 番、吉永健司議員を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○澤田昌作 議長

投票用紙の配付漏れは、ございませんか。

(「なし」の声)

○澤田昌作 議長

配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。被選挙人は議席表のとおりでございます。投票用紙に被選挙人の指名を自席で御記入をお願いいたします。

投票箱を点検させます。

小田龍雄議員、吉永健司議員、投票箱の点検をお願いいたします。

(投票箱点検)

○澤田昌作 議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

これより議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○

○鶴田洋明 議会事務局長

議会事務局長でございます。

ただいまより点呼をいたします。

先ほどの議長選挙と同様に最初に立会人、最後に澤田議長という順番になりますので、よろしくお願いいたします。

5 番	小田龍雄	議員
1 6 番	吉永健司	議員
2 番	上野美恵子	議員
6 番	福田 齊	議員
9 番	脇島義純	議員
1 5 番	藏原博敏	議員
1 7 番	上田泰弘	議員
1 8 番	松尾純久	議員
1 9 番	中逸博光	議員
2 1 番	高橋周二	議員
2 2 番	児玉智博	議員
2 4 番	緒方哲哉	議員
2 5 番	工藤秀一	議員
2 7 番	林 賢二	議員

28番 森本完一 議員
29番 市田 昇 議員
30番 愛甲一典 議員
31番 村山 昇 議員
32番 富山憲治 議員
最後に議長、1番 澤田昌作議員

○

○澤田昌作 議長

投票漏れは、ございませんか。

(「なし」の声)

○澤田昌作 議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

小田龍雄議員、吉永健司議員、開票の立ち会いを願います。

(開票)

○澤田昌作 議長

それでは、開票の結果を議会事務局長に報告させます。

○

○鶴田洋明 議会事務局長

議会事務局長でございます。

それでは、選挙の結果を御報告いたします。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票0票、有効投票中、松尾純久議員、18票、
児玉智博議員、2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、5票であります。

○

○澤田昌作 議長

ただいまの報告のとおり松尾純久議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当
選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

(閉鎖解除)

○澤田昌作 議長

会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました松尾純久議員が議長におられます。

松尾副議長に御挨拶をお願いいたします。

_____ ○ _____

(松尾純久副議長 登壇)

○松尾純久 副議長

皆様、こんにちは。ただいま本広域連合議会の副議長に選任をいただきました玉東町議会議長の松尾純久でございます。

微力ではございますが、澤田議長の補佐役として、議会の円滑な運営に努力したいと思います。

議員の皆様の絶大な御支援、御協力をお願いを申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(松尾純久副議長 着席)

_____ ○ _____

第7 議案審議

○澤田昌作 議長

これより、日程第7、「議案審議」を行います。

議第1号「熊本県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長の選任同意について」を議題といたします。

本件について、提案理由を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○澤田昌作 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第1号について、御説明いたします。

本件は、副広域連合長荒木泰臣氏の任期が平成29年2月16日をもちまして満了となりましたことから、熊本県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、改めて同氏を副広域連合長に選任するものであります。

荒木氏は、嘉島町長として、また、熊本県町村会会長として、長年、地方行政に精通しておられます。また、本広域連合におきましては、設立当初から現在まで副広域連合長と

して御尽力をいただいておりますことから、人格・識見ともに副広域連合長に適任であると存じますので、選任同意をお願いする次第であります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○澤田昌作 議長

本件について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより議第1号を採決いたします。

議第1号については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○澤田昌作 議長

御異議なしと認めます。よって、議第1号は、原案のとおり同意されました。

それでは、荒木泰臣氏の入場を許可いたします。

(荒木泰臣副広域連合長 入場)

○澤田昌作 議長

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任されました荒木泰臣副広域連合長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○

○荒木泰臣 副広域連合長

議長。

○

○澤田昌作 議長

荒木広域副連合長。

○

(荒木泰臣副広域連合長 登壇)

○荒木泰臣 副広域連合長

皆さん、こんにちは。ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任いただきました嘉島町長の荒木泰臣でございます。今回、副広域連合長に就任するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様御承知のとおり、後期高齢者医療制度は、高齢者の皆様が安心して必要な医療の提供を受けるための大変重要な制度でございます。制度施行当初は、様々な批判や御意見もございましたが、施行から9年近く経過し、現在、高齢者医療における重要な制度として定着し、安定的な制度運営が図られております。

昨年4月に発生しました平成28年熊本地震では、多くの被保険者の皆様が被災されて

おられます。現在、本広域連合では、被災された被保険者の方々に対し、保険料や一部負担金の災害減免等の措置を行っているところでございますが、国は社会保障制度改革に伴い、低所得者の方々に対する保険料の軽減特例措置を段階的に縮減するとしております。このことは、被保険者の皆様には大変厳しいものになると認識をいたしております。そのため、今後も引き続き、高齢者の皆様が安心して必要な医療の提供を受けることができるよう、随時、国に要望を行うなど、高齢者の皆様の負託に応えられる取り組みを進めて行く必要があります。

私も副広域連合長として大西広域連合長を支え、本広域連合の円滑な運営に努めていく所存でありますので、議員の皆様におかれましては、一層の御協力と御理解を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

今後ともよろしくお願いいたします。

(荒木泰臣副広域連合長 着席)

○
〇

○澤田昌作 議長

次に、議第2号「熊本県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任同意について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、上田泰弘議員の退場を求めます。

(上田泰弘議員 退場)

○澤田昌作 議長

本件について、提案理由の説明を求めます。

○大西一史 広域連合長

議長。

○澤田昌作 議長

大西連合長。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第2号について、御説明いたします。

本件は、監査委員元松茂樹氏の広域連合議員任期の満了に伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、広域連合議員から選任する議選監査委員として、新たに上田泰弘議員を選任するものであります。

上田氏は、熊本県議会議員を経て、現在、美里町長として地方行政に精通しておられ、人格・識見ともに監査委員として適任と存じますので、選任同意をお願いする次第であり

ます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○澤田昌作 議長

次に、議第2号について、質疑に入ります。

児玉智博議員より質疑の通告がっておりますので、発言を許します。なお、発言の時間は5分以内、質疑の回数は3回まででありますので、さよう御承知願います。

22番、児玉智博議員。

○

(児玉智博議員 登壇)

○児玉智博 議員

それでは、広域連合長に質疑いたします。

元松監査委員が任期満了で退任されまして、上田美里首長を選ぶということでした。それで、前は宇土首長から、そして今度、美里首長ということで、首長さんから連続して選ばれるということです。調べてみましたら本広域連合では発足以来、監査委員は構成団体の首長が務めているようでありますが、そのような規定があるのか、伺います。

(児玉智博議員 着席)

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○澤田昌作 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

お答えいたします。

議選監査委員を構成団体の首長が務めることに関する規定があるのかとのお尋ねでございますが、監査委員の選任につきましては、地方自治法及び本広域連合規約で規定しております。その中で議会選出の監査委員については、議員のうちから1人選出することとなっております。

以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○児玉智博 議員

議長。

○

○澤田昌作 議長

児玉智博議員。

○
(児玉智博議員 登壇)

○児玉智博 議員

議員の中から選ぶということで、何も首長の中からではなくてもいいということで理解いたしました。

そこで、続けて伺いたいんですが、首長選出の議員の方は、一方で構成団体の後期高齢者医療特別会計では監査を受ける立場にあるわけですね。その特別会計と本広域連合の特別会計とでは、いわば相関関係にあると。こちらの歳入が一方では向こうの負担金などとして歳出になっているし、こちらの歳出があちらの側では歳入にあたるというような、そういう相関関係にあるわけですが、それをこの構成団体の首長がこちらの監査委員を兼ねるということについては、私はいささかちょっと引っかかる部分があるわけですが、どのようにお考えでしょうか。

(児玉智博議員 着席)

○大西一史 広域連合長

議長。

○澤田昌作 議長

大西連合長。

○
(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

今回、監査委員として提案をさせていただいております上田議員につきましては、平成19年熊本県議会議員、そして、平成24年から美里町長を務められておられます。先ほどの提案理由とも重複いたしますけれども、地方自治行政に精通をされており、監査委員として人格・識見ともに適任であると判断をして、今回提案をさせていただいているわけですが、お尋ねの首長が監査委員を兼ねることをどう思うのかということでございますけれども、議会選出の監査委員の選任に関しましては、市町村長区分に限定をしているというものではございません。しかしながら、市町村長が日常的に地方自治の業務全般にかかわられる中におきまして、政策決定のみならず、職員が行う事務に対しても指導監督の視点を持って携わっておられます。このようなことから広域連合の監査に対しましても、このような識見を持って取り組んでいただけるものと判断をいたしまして、今回、上田議員の選任をお願いしているところでございます。

以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

○児玉智博 議員

議長。

○

○澤田昌作 議長

児玉智博議員、最後の登壇となりますので、よろしくお願いいたします。

○

(児玉智博議員 登壇)

○児玉智博 議員

確かに首長さんですから地方自治に精通をされているというのは、確かにそうだろうと思います。しかし、監査業務というのが、行政のことがわかっていればそれでいいかというと、私はそういう甘いもんじゃないと思うんですよね。実際、私も小国町で、議選で監査しておりますけども、様々なやはり研修なんかに参加させていただいておりますが、やはり指摘すべきところをきちんと指摘を遠慮なくするということが、やはり議選監査には求められていると思います。ですから、行政のことをよく熟知している方として、識見の監査委員さんを選ばれているわけですから、おんなじような理由で選んでしまえば、ちょっと行政側に偏ってしまうんじゃないかなというふうに思うんですよね。それで、広域連合というのが、議会というのが、地方自治法の291条の5に定められておりまして、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人、要するに住民の方ですけども、が投票によりまたは組織する地方公共団体の議会において選挙するというふうになっておりまして、基本的にだから議会自体が地方公共団体の議員で構成するということが原則となっているというふうに思うんですよね。それで、後期高齢者医療広域連合、全国を見てみますと、実に21の広域連合議会では、首長さんがそもそも議会に入っていない。ほかの広域連合、県内に4つあります宇城の広域連合、菊池広域連合、上益城。

(「質疑、一般質問じゃない」の声)

○児玉智博 議員

質疑です。

広域連合、そして、最後に天草の広域連合というふうになっているわけですが、これだと必然的に議選監査に議員さんしかないわけなんですよね。ですから、やはり私は、今までのやり方、首長だけを選ぶというやり方は今後検討すべきではないかと思いますが、その検討はしていただけないでしょうか。

(「質疑ですよ、質疑」の声)

(児玉智博議員 着席)

○

○大西一史 広域連合長

はい。

_____ ○ _____

○澤田昌作 議長

大西連合長、最後の答弁になります。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

先ほどから答弁をさせていただいておりますとおり、議会選出の監査委員の選任に関しましては、市町村長区分に限定をしているというものではございません。ですので、今回、広域連合の監査に対しましては、様々な識見を持っておられます上田議員が適任と考えまして提案をしているものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○澤田昌作 議長

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これより議第2号について、採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

議第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員の御起立を願います。

(起立者多数)

○澤田昌作 議長

起立多数と認めます。よって、議第2号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

それでは、上田泰弘議員の入場を許可いたします。

(上田泰弘議員 入場)

○澤田昌作 議長

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合の監査委員に選任されました上田泰弘議員から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

上田泰弘議員。

_____ ○ _____

(上田泰弘議員 登壇)

○上田泰弘 監査委員

皆さん、こんにちは。ただいま監査委員に御選任いただきました美里町長の上田泰弘で

ございます。

熊本県下の全市町村を構成団体とする広域連合の監査委員として、これから重責を担うこととなりますが、後期高齢者医療制度は、高齢者の皆様の生命と健康を維持するための重要な社会保障制度であることを踏まえ、その制度運営における監査の重要性を十分認識し、誠実かつ公正な立場から職責を全うしたいと考えております。

何とぞ議員の皆様方の御指導、御鞭撻のほどをお願いを申し上げまして、監査委員就任の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(上田泰弘議員 着席)

○

○澤田昌作 議長

次に、議第3号「専決処分の報告及び承認について、熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について及び議第4号「専決処分の報告及び承認について、熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてを一括して議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○澤田昌作 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第3号から議第4号の2件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定め、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、広域連合議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

まずは、議第3号でございます。

本広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。こちらは、国の関係法律の一部改正及び熊本県人事委員会の熊本県職員の給与等に関する勧告を踏まえ、本条例を一部改正するものでございます。改正内容といたしましては、深夜・時間外勤務の制限の根拠となる子の範囲拡大や介護時間の新設及び介護休暇の分割取得などを改正いたしております。

次に、議第4号、本広域連合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、先ほど述べました法律改正に伴い、非常勤職員の育児取得の要件緩和や育児休業の対象となる子の拡大などを改正したものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○澤田昌作 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより議第３号及び議第４号を一括して採決いたします。

議第３号、議第４号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○澤田昌作 議長

御異議なしと認めます。よって、議第３号、議第４号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第５号「平成２８年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」についてを議題といたします。

本件について、提案理由を求めます。

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○澤田昌作 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第５号について、御説明いたします。

本件は、地方自治法第２１８条第１項の規定に基づき、平成２８年度の後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、広域連合議会の議決をお願いするものであります。

今回の補正内容につきましては、主に、決算見込みや市町村・国への精算金及び拠出金等の確定により補正するものでございます。

このほか、平成２９年度の各種通知書作成業務、診療報酬明細書二次点検業務及び健康診査業務に係る委託契約を本年度中に行うため、必要となる債務負担行為を提出いたしております。

以上、特別会計歳入歳出予算のそれぞれから８億１，２８７万８，０００円を減額いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を２，８４６億３，３０５万８，０００円とするものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○澤田昌作 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

議第5号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○澤田昌作 議長

御異議なしと認めます。よって、議第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第6号「平成29年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議第7号「平成29年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括して議題といたします。

本件について、提案理由を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○澤田昌作 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第6号及び議第7号について、御説明いたします。

本件は、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、平成29年度の一般会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について、広域連合議会の議決をお願いするものであります。

まず、議第6号について、御説明いたします。

一般会計予算は主に広域連合の運営等に関する経費でございまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,511万4,000円とするものであります。

次に、議第7号について、御説明いたします。

後期高齢者医療特別会計予算につきましては、県下、約27万5,000人の被保険者の皆様の医療給付に係る経費として、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,792億9,896万6,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○吉永和博 事務局長

議長。

引き続き、事務局から説明をお願いします。

議長。

吉永事務局長。

特別会計予算は、被保険者の皆様の療養給付関連が主となります。

まず、歳入でございますが、款1市町村支出金428億9,109万円は、特別会計に係る事務費負担金、保険料等負担金、療養給付費負担金などでございます。

次に、款2国庫支出金978億3,449万9,000円は、療養の給付に要する費用12分の3の定率負担金、高額療養費負担金及び調整交付金などでございます。

次に、款3県支出金229億6,251万円は、療養給付に要する費用12分の1の定率負担金、高額療養費における県負担金でございます。

次に、款4支払基金交付金1,107億5,066万8,000円は、若年層からの支援金でございます。

そのほか、款6繰越金44億6,485万5,000円、款8諸収入では第三者行為による納付金等の3億4,003万5,000円などを計上しております。

続きまして、歳出でございます。64ページを御覧ください。

款1総務費5億5,867万2,000円は、レセプトの電算処理や電算機器賃借の経費等でございます。

次に、被保険者の療養給付等であります款2保険給付費では2,743億4,754万6,000円を計上しております。前年度に比べ6億3,040万4,000円多い、約1.002%の増加で、主な要因は被保険者数の増加、医療費の増加となっております。

次の款3県財政安定化基金拠出金は、平成28年度から熊本県条例により、財政安定化基金拠出率を「0」とし、基金を積み立てない旨の改正を行ったため、在目的に計上したものでございます。

次に、款5保健事業費では4億2,768万9,000円を計上しております。前年度比に比べ580万4,000円の増は、受診率増に伴うものでございます。

その他、諸支出金、予備費などを計上いたしております。

以上、歳入歳出それぞれの予算総額は、2,792億9,896万6,000円となり、前年度に比べ27億2,513万1,000円多い、約1.01%の増額となっております。

以上が平成29年度一般会計並びに特別会計予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(吉永和博事務局長 着席)

_____ ○ _____

○澤田昌作 議長

次に、議第6号について、質疑に入ります。

児玉智博議員より質疑の通告がっておりますので、発言を許します。なお、発言時間は5分以内、質疑の回数は3回まででありますので、さよう御承知願います。

_____ ○ _____

○児玉智博 議員

議長。

_____ ○ _____

○澤田昌作 議長

2 2 番、児玉智博議員。

○
(児玉智博議員 登壇)

○児玉智博 議員

一般会計予算の議員選挙費 7 1 万円にかかって質問いたします。

これは補欠選挙のための費用であるというふうに思いますが、今回の初議会でありますけれども、既に 2 名の方が失職されて欠員というふうになっております。今回、それを見てもみますと両方とも山鹿のほうから市長さんと議長さんであったわけですが、既に前の議長さんということになります、改選のための市議会議員選挙にも出ていらっしゃらないので、一度も議会に出席することなく役割を終えられたというような状況になっていると思うんです。両方とも山鹿市ですから、私は、この制度そのものの周知が十分に行われていたんだろうかというような気がするわけですが、そういう周知は十分行ってもらえるのでしょうか。

(児玉智博議員 着席)

○大西一史 広域連合長

議長。

○澤田昌作 議長

大西連合長。

○
(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の周知についてのお尋ねでございますが、この規約には広域連合議会議員の定数や選出区分、選挙の方法や任期などが記載をされておりまして、広域連合議会議員選挙の根拠となっているものでございます。

今回、広域連合議会議員を選出するために実施しました選挙は、平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日に告示、同年 1 1 月 1 7 日には選挙会を開催し、無投票により当選議員を決定しているところでございます。

その選挙において議員に立候補できる市町村長及び市町村議員の皆様に対しましては、議員選挙を実施する通知を市町村長の秘書担当課及び市町村議会事務局を通して全員にお渡しをしておりますが、その通知の中で広域連合規約を確認することができるように広域連合のホームページアドレスを掲載しております。

なお、この情報については、団体推薦を行う市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会の地方 4 団体にも同じ内容を記載した通知を行っているところでございます。

また、各市町村の後期高齢者医療担当課や議会事務局に対しまして、議員選挙の方法や広域連合規約について、後期高齢者医療担当課の主管課長会議や議会事務局向けの会議に

以上です。

議長。

児玉智博議員。

やはり無駄な経費を節約するというためにも、一度も会議に出席することなく市町村長や議員の任期を終えて、こちらの議員としての立場を失うような方の推薦であったり、あるいは立候補は慎んでいただくべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長。

大西連合長。

広域連合議会議員への推薦及び立候補についてですが、広域連合議会議員の選挙に立候補するためには、広域連合規約により構成団体である熊本県内45市町村の市町村長及び市町村議員であることとなっておりまして、それぞれの市町村長及び市町村議員の任期の長さがすなわちこの議員に立候補できる条件とはなっていません。

– 27 –

これより議第6号について、採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

議第6号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

(起立者多数)

○澤田昌作 議長

起立多数。よって、議第6号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第7号について、質疑に入ります。

上野美恵子議員より質疑の通告があつておりますので、発言を許します。なお、発言時間は5分以内、質疑の回数は3回まででありますので、さよう御承知願います。

_____ ○ _____

○上野美恵子 議員

議長、2番。

_____ ○ _____

○澤田昌作 議長

2番、上野美恵子議員。

_____ ○ _____

(上野美恵子議員 登壇)

○上野美恵子 議員

熊本市議会議員の上野美恵子でございます。初めての登壇でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

議第7号「平成29年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」で保険料の負担の軽減と保険料の減免について伺います。

第1に後期高齢者医療制度は、平成29年度で10年目を迎えます。2年おきに保険料が見直されて参りましたが、制度開始時に比べ現在の保険料は1人当たり平均でどれくらい高くなっていますでしょうか。

第2に財政安定化基金の平成28年度末基金残高とこれまでの運用状況を伺います。

3、年金給付は減り続けております。しかも昨年末の年金カット法によって今後も減り続けて参ります。年金を命綱に暮らす高齢者の皆さんの保険料の負担感をどのようにお感じでしょうか。

4、制度に定められた申請減免の実績について、実人員と被保険者数に対する割合をお答えください。

第5番目、申請減免の制度周知はどのようにされていますでしょうか。

以上、3点目は連合長に、残り4点は事務局長に伺います。

(上野美恵子議員 着席)

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

○澤田昌作 議長

大西連合長。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

私のほうからは、先に３点目の高齢者の皆様の保険料の負担感についてのお尋ねにお答えをいたします。

まず、後期高齢者医療制度の創設から少し述べさせていただきたいと思います。

昭和４８年に老人福祉法が改正され、老人医療費無料化が実現いたしました。しかしながら、これにより高齢者の入院、外来等に係る費用が上昇することになり、老人医療費は急激に増加をしていきました。こうした中、平成１４年に健康保険法等の改正において、新しい高齢者医療制度の創設が掲げられ、平成１８年度に後期高齢者医療制度が創設、平成２０年４月から運用が始まったことは御承知のことと存じます。それまでの老人医療制度の問題点として、国民健康保険と被用者保険間の高齢者医療費負担のアンバランスを是正及び調整していくことが重要な課題とされていきました。そこで、後期高齢者医療制度では、費用負担を公費から５割、現役世代からの支援を４割、後期高齢者から保険料として１割を負担することで、現役世代と高齢者の負担割合を明確なものとしたものでございます。

議員の御指摘にありました年金支給額の引き下げとなる高齢者の負担につきましては、制度の大原則と言えます負担能力に応じた保険料の算定を行っており、低所得者への負担を少なくする観点から、所得に応じて均等割の軽減措置を行っているところです。

確かにこれまで国では激変緩和措置として特例軽減を実施して参りましたが、平成２９年度から本則に戻すこととなりました。しかし、特例軽減のうち、均等割９割、８．５割軽減については、当分の間、継続とされたことは、低所得者世帯への配慮であると感じているところでございます。

以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

○吉永和博 事務局長

議長。

○澤田昌作 議長

吉永事務局長。

(吉永和博事務局長 登壇)

○吉永和博 事務局長

保険料負担軽減と保険料減免に関する５点のお尋ねのうち、私のほうからは４点、お答えをいたします。

１点目、制度開始時点と現在の保険料の１人当たりの平均額の違いについてでございますが、制度開始当初の所得割率８．６２％、均等割額４万６，７００円、軽減後１人当たり保険料額５万４４３円に対し、平成２８年度は、所得割率９．２６％、均等割額４万７，９００円、軽減後１人当たり保険料額４万９，８１５円となっております。所得割率、均等割額は増えておりますが、軽減後１人当たりの保険料額は逆に減っているといった状況でございます。これは、低所得者への軽減措置の効果が十分あらわれているのではないかと考えております。

２点目、財政安定化基金についてのお尋ねでございますが、高確法第１１６条第１項に基づき、熊本県が設置しております県財政安定化基金の残高は、平成２７年度末現在で４１億８，７９７万４，７６５円となっております。また、本広域連合においては、過去に県財政安定化基金を活用した実績はございません。これは、県財政安定化基金の使途が３つに制限されているためであり、それ以外の使途である保険料の負担軽減に基金を使うことはできないこととなっておりますからでございます。利用できる使途の１つとしては、保険料率改定時の増加抑制があり、今回の保険料率改定時にも県財政安定化基金を活用することを想定しているところでございます。保険料率改定時に保険財政運営の安定化を図ることは、次の保険料率改定時の保険料率の増加抑制になり、長期的には保険料負担の大きな変動を防ぐことにもつながります。

４点目、特別な事情による減免についてのお尋ねでございますが、今回の熊本地震を除く減免実績につきましては、災害によるものが平成２７、２８年度ともに１０名、事業廃止・失業等によるものが平成２７、２８年度ともに１名、拘禁に伴うものが平成２７年度１３名、２８年度１２名、生活保護開始によるものが平成２７年度７８名、２８年度６１名、東日本大震災によるものが平成２７、２８年度ともに３名となっております。合計いたしますと平成２７年度１０５名、２８年度８７名となっております。合計実人数の被保険者数に対する割合につきましては、平成２７年度が０．０４％、２８年度が０．０３％となっております。

５点目、被保険者への減免制度の周知につきましては、パンフレットやホームページで行っているほか、全被保険者に送付をいたします保険料決定通知書兼納入通知書に記載をし、周知を図っております。また、市町村窓口で納付相談の際にも職員が周知を図っているところでございます。

(吉永和博事務局長 着席)

○ _____
○ 上野美恵子 議員

議長、２番。

○ _____
○ 澤田昌作 議長

上野美恵子議員。

○
(上野美恵子議員 登壇)

○上野美恵子 議員

連合長のお答えにつきましては、まるで厚生労働省の御説明のようで大変残念であります。高齢者の暮らしの実態に心を寄せて制度運営にかかわっていただきたいと思います。

保険料の抑制等のために積み立てられた財政安定化基金の残高は、今年度末で41億8,797万円との見込みであります。答弁にございましたように次回の保険料改定で活用するということでもありますけれども、これまでの実績が全くないということでもあります。42億円と言え、後期広域連合の保険料負担金の現年度分のおよそ3分の1くらいにあたる金額です。平成29年度予算にこそ繰入計上がされておりましたが、運用実績がないにもかかわらず9年間、基金繰り入れが予算化をされてきました。

また、保険料額は減っているとお答えでしたが、2年ごとの見直しによる料率改定は、平成22年度に保険料率が0.41%、均等割額が300円の引き上げ、平成24年度は保険料率が0.23%、均等割額が900円の引き上げ、平成26年度は限度額2万円の引き上げです。料率に変更なしというのは平成28年度だけでした。保険料の料率改定は、保険料収入増のためです。これだけ算定基準が上がって、保険料負担が増えないはずがありません。平成29年度予算でこれまでの軽減特例が見直され、保険料負担の現年度分が前年度比に比べて約3億5,000万円増えているのがその証拠ではないでしょうか。

そこで、再度質問をさせていただきます。

第1に昨年の2月議会では財政安定化基金について、平成29年度は必要額を当初予算に計上させていただくことになりますとの事務局長答弁がありました。まさに新年度は、その平成29年度であります。しかも、軽減特例見直しは提案され、3億5,000万円の負担増となります。新年度こそ財政安定化基金を活用して、保険料を引き下げるべきではないでしょうか。

第2に今月9日、厚生労働省は、各市町村や広域連合に対して、熊本地震に被災した被保険者等の一部負担金及び保険料または税の減免措置に対する今後の財政支援の取り扱いについてという事務連絡を出しました。これは2月末に終了することとなっていた一部負担金及び保険料の減免を7カ月延長し、9月末日まで可能とする財政支援を内容とするものです。この通知を受け、後期高齢者医療広域連合としても一部負担金並びに保険料の減免期限を9月まで延長すべきではないでしょうか。連合長に伺います。

(上野美恵子議員 着席)

○大西一史 広域連合長

議長。

○澤田昌作 議長

大西連合長。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

1点目の財政安定化基金を活用し、保険料を引き下げるべきでないかというお尋ねでございますが、先ほど事務局長からも答弁をいたしましたとおり、県財政安定化基金については使途が決まっております。保険料率の上昇抑制のために交付を受けることは法律上可能ではありますが、保険料を引き下げるために交付を受けることはできないところでございます。次期改定時に保険料の上昇が見込まれる際には、基金を活用することを視野に入れ、熊本県と協議を行って参りたいと考えております。

2点目の熊本地震に被災した被保険者に対する保険料の減免及び一部負担金の免除の延長についてのお尋ねについて、お答えをいたします。

現在、保険料の減免及び一部負担金の免除につきましては、熊本地震発生の平成28年4月14日以降から被災されました半壊以上の被保険者に対し、国から特別調整交付金にて10分の8、災害臨時特例補助金にて10分の2の10割の支援をいただいております。議員の質疑にありました平成29年2月9日に事務連絡により国から財政支援の延長が示されております。財政支援の内容でございますが、当初と違ひまして、国の10割支援から特別調整交付金の10分の8を基本に対象範囲を市町村単位とし、保険料は4月から9月末まで、一部負担金は2月診療分から9月診療分までの全体の保険料並びに一部負担金の総額の1%以上に該当する地域としているところでございます。この延長に関しましては、国民健康保険も同様であるため、熊本県を中心に平成29年2月10日付けで国の通知と併せ、実施意向調査を行っており、現在、市町村で検討がなされているところでございます。国の財政支援では、先ほど述べましたとおり100%の支援を受けることができませんので、残りの支援につきまして、熊本県及び市町村とその取り扱いについて現在検討を重ねているところでございます。また、国の通知には財政支援のみの記載であり、対象者や減免割合など、詳細の内容は改めて通知するとあり、こちらとしても詳細が不明の中、検討しているところでございます。しかしながら、3月からの延長であるため、早急に取り扱いについてお知らせする必要がありますので、熊本県と協議の上、近日中に判断すべきと認識しているところでございます。

以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

○上野美恵子 議員

議長、2番。

○澤田昌作 議長

上野美恵子議員、最後の登壇となります。

(上野美恵子議員 登壇)

○上野美恵子 議員

2点目につきましては、連合長も差し迫ったとおっしゃいましたので、やっぱりせっかく通知が出てるわけですから、適切に対応されて被災者の皆さん方にとって有効な施策が実施されていくように要望しておきます。

また、減免については、非常に実績少ないので、実態にあっていないのではないかと思いますので、これについては、何回もこれまで私どもの先輩議員が質問してきましたが、検討の方、よろしくお願いいたします。

以上で質疑終わります。

(上野美恵子議員 着席)

○

○澤田昌作 議長

以上で、通告による質疑は終了しました。

続きまして、議第7号について、児玉智博議員より討論の通告がっておりますので、発言を許します。なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知願います。

○

○児玉智博 議員

議長。

○

○澤田昌作 議長

22番、児玉智博議員。

○

(児玉智博議員 登壇)

○児玉智博 議員

私は、議第7号「平成29年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2006年の法改正から11年、2008年の制度スタートから9年目を迎えようとしています。この制度により後期高齢者という括りをされるようになった75歳以上のお年寄りのこの間の暮らしを振り返ってみますと、多くの方が生きる糧とする年金の給付額が引き下げられるにもかかわらず、その年金から天引きをされる後期高齢者医療保険料と介護保険料は改定のたびに値上げが繰り返されてきました。一方で受けることができる給付は切り捨ての連続という、まさに理不尽にさらされ続けた10年間だったのではないのでしょうか。こうした状況に私が議員を務める小国町内の被保険者からも長生きはするなということかと、怒り、悲鳴が上がっています。ただでさえ年金減に苦しむ被保険者の暮らしを高すぎる保険税が圧迫しているということです。命を守るための制度であるはずの健康保険制度が暮らしを苦しめるという本末転倒な状況が広がっています。広域連合長以下、執行部の皆さんも当然おわりのことなのでしょうが、あえて言わせていただきますと、被保険者は後期高齢者医療保険との関係だけで生きているわけではありません。執行部におかれましては、被保険者が暮らす社会全体の状況を見渡し、負担軽減に乗り出していただきたいと思います。

予算案では、予備費が３８億８，７２４万４，０００円計上されていますが、前年度決算を見ますと当初予算３６億７，２４５万１，０００円と増額補正１０６億４，４８２万５，０００円は一切支出されることなく全額が不用額となっています。決算は予算の鏡と言われますが、１円も使われなかったものを次の年度でも同じように計上するとはあまりにセンスのない予算編成であります。資料１、議案概要の５ページには、予備費は歳入歳出予算の調整とありますが、それならば広域連合はお金を集めすぎているということではないですか。保険料を引き下げて、予算自体を縮小すべきであります。医療は国民の生存権を保障するための最前衛部隊です。熊本の後期高齢者医療が首尾ともにその名にふさわしいものとなることを求めまして討論を終わります。

○澤田昌作 議長

(起立者多数)

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、議第8号について、質疑に入ります。

○

議長。

22番、児玉智博議員。

この提案は、軽減の措置を段階的になくしていくという提案であります。

(児玉智博議員 着席)

 ○

議長。

大西連合長。

– 35 –

(児玉智博議員 着席)

(大西一史広域連合長 登壇)

(大西一史広域連合長 着席)

– 37 –

児玉智博議員、最後の登壇となります。

(児玉智博議員 登壇)

○児玉智博 議員

熊本地震の復旧・復興への影響を一方で認めておきながら、国が言うことだからといってそのまま従ってやると、その代わり国にはそういう支援も要望するというふうに言われますけども、でもその支援も確定してない中で条例改正をするというわけですね。私は、これは非常に無責任じゃないかというふうに思うわけです。

もう1つ伺います。地域経済への影響はどうかということです。

私、小国町で国民健康保険の議論をする際によく言うのが、町が集める金を増やせば、大体国保世帯というのは低所得者が多いから、ほとんどの場合が収入は支出に、消費にまわるといふに言うわけですね。後期高齢者になるともっとそうですよ。ほとんどの人が年金を糧に生きてらっしゃるわけですから、この広域連合が市町村を通じて集める金が増えれば、地域の消費にまわるお金が少なくなってしまうと、そして、結果、地域経済もますます経済が縮小していくことになるのではないかと思います。そのお考えは、どう連合長は思われるでしょうか。もし、それを認められるならば、やはりこの特例軽減を止めるというのであれば、保険料率そのものを引き下げていって、地域経済や、あるいは熊本の復興に影響が少しでもないように広域連合として手立てをとるべきだと思いますが、いかがですか。

(児玉智博議員 着席)

○大西一史 広域連合長

議長。

○澤田昌作 議長

大西連合長、最後の答弁となります。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

地域経済への影響についてでございますが、熊本地震により被害を受けられた皆様には、日々の暮らしにおける様々な影響を受けることは理解をしているところでございます。

先ほども述べましたが、今後も継続して国への支援を要望していくことが本広域連合の役割でありまして、被保険者の皆様が安心して医療を受けられる環境を維持していくことが使命と考えております。

また、制度見直し等につきましては、被保険者の立場で考え、今後も他県の広域連合と連携し、国へ働きかけて参りたいと考えております。

以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○澤田昌作 議長

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

続きまして、議第8号について、上野美恵子議員より討論の通告があつておりますので、発言を許します。なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知願います。

○

○上野美恵子 議員

議長、2番。

○

○澤田昌作 議長

上野美恵子議員。

○

(上野美恵子議員 登壇)

○上野美恵子 議員

熊本市議会議員の上野美恵子でございます。

議第8号「熊本市後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、反対討論を行います。

2015年の総務省の家計調査では、年金収入で暮らす高齢夫婦世帯の収支は、収入が支出を上回り、月々の家計は赤字、貯蓄等を取り崩し、なんとか生活している状況があると報告されています。しかも支出の中で社会保険料等の非消費支出は15%を占め、食費に次いで2番目です。高齢者にとって税や保険料の負担がいかにか重いか端的に示されています。

今回の条例案、一部改正で提案されております後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直しというのは、制度施行以来行われてきた保険料軽減のための特例措置を段階的に廃止をしていくというものです。保険料の所得割については、これまで5割の軽減措置だった方を平成29年度は軽減を2割とし、翌平成30年度からは軽減をなくすというものです。平成29年度は2万8,455人の対象者の負担が増え、負担増の総額は2億1,000万円に上ります。併せて実施されるのが、元被扶養者に対する応益分の均等割軽減もこれも段階的に廃止をしていきます。現在9割軽減で1人月額380円の負担ですが、平成29年度は7割軽減となり1,130円に、平成30年度は5割軽減で1,890円、平成31年以降は全額負担の3,770円となります。平成29年度は1万5,000人が負担増となり、その影響額は総額で約1億4,000万円となります。要するに新年度から後期高齢者医療の被保険者の方々に総額3億5,000万円の負担増を求めるという保険料の大改悪です。

先ほど年金生活の高齢者の方々の実態を紹介いたしました。今でも家計のやりくりで苦勞されていますが、その暮らしの実態は改善方向に向かうどころか、今後さらに厳しくな

っていくことが予想されます。２０１７年度は物価変動への対応として、年金給付が０．１％削減されます。しかも昨年末の臨時国会では、年金カット法が強行されるという年金の大改悪が行われ、２０１８年度以降もその適用によって年金給付は一層抑制されていきます。今でも大変な高齢者の暮らしは、お先がますます真っ暗です。

２０１７年度の政府予算案では、社会保障費の自然増が１，４００億円削減されています。具体的には７０歳以上の高齢者医療費上限額の引き上げが８月から引き上げられます。療養病床居住費の負担引き上げが段階的に実施されていきます。介護の分野でも８月からの一定の課税世帯の利用者負担上限額が引き上げられます。高齢者をターゲットにして社会保障制度が次々と改悪されていきます。

医療、介護の負担増と年金の削減で高齢者の暮らしは追い詰められるばかりです。これらの制度改悪は高齢者に死ねと言わんばかりのように思えてなりません。全ての国民は生まれてから老いるまで幸福を追求する権利や、健康で文化的な生活を送る権利が憲法で保障されています。現在の高齢者の方々の置かれた状況を見るならば、さらに追い打ちをかけるような今回の後期高齢者医療の保険料見直し、軽減措置の段階的な廃止は到底容認できません。全ての高齢者の方々の老後の安心と生きる希望が持てるような社会の実現に向けて頑張っていく決意を申し述べまして、私の反対討論といたします。

（上野美恵子議員 着席）

○

○澤田昌作 議長

以上で、通告による討論は終了しました。

これより議第８号について、採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

議第８号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立願います。

（起立者多数）

○澤田昌作 議長

起立多数と認めます。よって、議第８号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○

第８ 一般質問

○澤田昌作 議長

次に、日程第８、「一般質問」を行います。

お手元に配付しております一般質問通告書のとおり、上野美恵子議員と児玉智博議員から一般質問の通告がありましたので、発言を許します。なお、発言時間は１人１０分以内、回数は３回まででありますので、さよう御承知願います。

はじめに上野美恵子議員から発言を許します。

○

○上野美恵子 議員

2 番。

○

○澤田昌作 議長

上野美恵子議員。

○

(上野美恵子議員 登壇)

○上野美恵子 議員

熊本市議会議員の上野美恵子でございます。

一般質問を行います。後期高齢者健康診査と人間ドック助成や保健事業の実施について、お尋ねをいたします。

第 1 に健康診査の受診率の年次推移並びに自治体ごとに受診率の高いところ、低いところ、それぞれ 5 カ所ほど御紹介ください。

第 2 に健康診査受診率の他県比較データについて、御紹介ください。

第 3 に健康診査の受診率向上についての考え方とその取り組みについて、お聞かせください。

第 4 に県下市町村別の人間ドック助成と市町村実施の保健事業の取組状況について、御説明ください。

第 5 に人間ドックや市町村実施の保健事業を取り組んでいないところはかなり多くありますが、それはなぜでしょうか。

第 6 に後期高齢者医療広域連合としての早期発見・早期治療と健康増進についての考え方をお聞かせください。

以上、3 点目と 6 点目を連合長に、その他の点は事務局長に伺います。

(上野美恵子議員 着席)

○

○大西一史 広域連合長

議長。

○

○澤田昌作 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

私のほうから先に 3 点目と 6 点目の御質問にお答えいたします。

3 点目、受診率向上についての考え方とその取り組みについてでございますが、受診率向上対策といたしましては、本広域連合の第 2 期健康診査推進計画に基づき、各市町村で策定された受診率向上計画に沿った事業を展開していただいております。事業の周知につきましては、市町村広報誌への掲載や受診啓発用ポスター、チラシ等の活用など、様々な

方法で被保険者の方々への周知を図ってきたところでございます。さらに、本広域連合では、他の自治体の参考となる事例を集め、受診率の低い市町村を訪問した際、その情報を提供し、受診率向上に役立てていただいております。今年度は地震等の関係もありますが、受診率が10%未満の自治体、特に人口の多い自治体に対しまして、市町村を訪問し連携の強化を図っているところでございます。いずれにいたしましても、被保険者が受診しやすい環境を整えることが受診率向上につながると考えますので、今後も市町村への訪問を行い、受診機会の確保について協力をお願いして参ります。

6点目、広域連合としての早期発見・早期治療と健康増進についての考え方でございますが、本広域連合で策定しておりますデータヘルス計画の中に保健事業の実施目標の1つとして、生活習慣病に係る疾患の発症・重症化予防及び加齢に伴う心身機能の低下防止を目標といたしております。早期発見・早期治療を行うことで生活習慣病に起因する疾病の発症や重症化予防につながることから、健康診査を受診していただくことは大変効果的であると考えております。

以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

○
吉永和博 事務局長

議長。

○
澤田昌作 議長

吉永事務局長。

○
(吉永和博事務局長 登壇)

○吉永和博 事務局長

私のほうからは残り4点について、お答えをいたします。

1点目、健康診査の受診率の推移と県内の状況でございますが、後期高齢者医療における健康診査の受診率は、平成25年度が11.59%、26年度が12.21%、27年度が13.62%と年々上昇をしております。26年度と27年度を比較いたしますと、1.41%の伸びとなっている状況でございます。平成27年度におきましては、受診率の高い自治体は、五木村50.15%、山江村43.16%、相良村38%、産山村35.69%、南小国町34.98%となっております。また、低い自治体は、上天草市5.43%、熊本市5.63%、八代市6.27%、西原村8.74%、水俣市9.67%となっております。本年度の状況でございますが、熊本地震の影響を受けた市町村では、実施時期を変更するなど、それぞれ実情に応じた対応をいただいているところでございます。

2点目、受診率の他県との比較でございますが、各県の受診率の捉え方そのものに相違がございますことから、一律にその比較は難しいことをまずお断りをさせていただきます。その上で九州各県を比較いたしますと、平成26年度の受診率になりますが、福岡県が

18.17%、佐賀県で21.33%、長崎県で15.25%、大分県で23.17%、宮崎県で29.07%、鹿児島県で28.97%、沖縄県で31.50%となっております。

4点目、人間ドック助成と市町村実施の保健事業の取り組みの状況でございますが、人間ドックの助成を活用した受診状況は、平成25年度9市町382名、26年度10市町528名、27年度13市町村614名となっており、年々増加しているところでございます。市町村実施の保健事業につきましては、地域の実情に応じた取り組みを行っており、健康講演会の実施や健康教育・相談事業、訪問指導事業などを実施していただいているところです。実績といたしましては、健康講演会が平成25年度1町117名、26年度2町村252名、27年度2町村170名となっております。また、健康教育・相談事業につきましては、平成25年度から27年度までで5市町村で実施をしていただいております。

5点目、人間ドックや市町村実施の保健事業に取り組んでいるところが少ないのではないかとのお尋ねでございますが、市町村では補助金を活用して行う事業、また市町村独自で実施されている事業がございます。先ほど御説明いたしました実績は、補助金を活用した実施をされた保健事業でございます。保健事業に際して、各市町村では特定健診をはじめ、健康に関する業務等、多岐にわたって実施されており、保健事業への取り組みはマンパワーも必要としますことから、市町村の判断に委ねることになるかと思っております。

(吉永和博事務局長 着席)

○ _____ ○ _____
○上野美恵子 議員

2番。

○ _____ ○ _____
○澤田昌作 議長

上野美恵子議員。

○ _____ ○ _____
(上野美恵子議員 登壇)

○上野美恵子 議員

健康診査の受診率はこれまでも広域連合議会で話題になっていたようですが、答弁にありましたように年々伸びているとは言いましても、昨年度で13.62%というのは、やはり低すぎるように思います。各県の受診率を一律には比較が難しいということを条件でお示しいただきましたが、一番低い長崎県でも15.25%、一番高い沖縄県は3割を超えて31.5%となっています。連合長が答弁なさいましたように、健康診査の受診は疾病の早期発見・早期治療、そのことによる生活習慣病に起因するような疾病の発症や重症化予防にもつながり、受診率向上は大変重要な課題であります。そういう点で他県と比べても低い受診率の引き上げは本広域連合としても力を入れて取り組まなければなりません。

同様に保健事業につきましても、実施目標でございます生活習慣病にかかる疾病・疾患の発症・重症化の予防及び加齢に伴う心身機能の低下防止などに鑑み、おおいに効果ある

事業として推進すべきであると思います。事務局長は、マンパワーの関係もあるので保健事業の取り組みは市町村の判断に委ねるとお答えでしたが、そうではないと思います。早期発見、健康増進の取り組み、その一番の目的は当事者である高齢者の方々が健康で幸せな毎日の暮らしを送っていかれること、長生きが喜べるためのものであることです。しかし、それに医療制度の実施事業者側にもメリットがあるということです。それが、早期発見・早期治療による医療費の抑制効果であり、後期高齢者医療制度の安定した制度運用にもつながっていきます。

これらの点を踏まえて、再質問をさせていただきます。連合長に伺いますので、よろしく願いいたします。

第1に疾病の予防、健康の増進に効果のある健康診査の受診率を引き上げていくためには、受診率の低い自治体での受診率向上策の取り組みをさらに進めていくことが必要です。特に低い自治体の中でも人口の多い自治体の取り組みが決定的であります。それは、先ほど連合長自身が、受診率が10%未満の自治体、特に人口の多い自治体に対しまして、市町村を訪問し、連携の強化を図っているとお述べになった、まさにそのとおりであります。具体的には、最も低い上天草市の5.43%、2番目に低い熊本市の5.63%、3番目の八代市の6.27%、この3自治体は県下自治体の平均受診率の半分以下です。ここを早急に引き上げることが必要です。とりわけ人口74万人、後期高齢者医療の被保険者では県全体の32%にもあたる8万8,000人以上が加入する熊本市の受診率向上は避けて通れない課題です。今後の受診率向上の取り組み、特に熊本市はじめ、上天草市や八代市など受診率の最も低い自治体における向上策にどのように取り組んでいかれるのか、決意も含めてお答えください。

第2に人間ドックについての助成は年々増えているとの報告でありました。しかし、それでも平成27年度で受診者は614名であり、わずか0.2%です。低い理由はいろいろあると思いますが、500人に1人では目的に照らしても極めて不十分であると言わざるを得ません。受診の勧奨が必要であるとともに大事だと思いますのは、実施市町村数を増やすことだと思います。各市町村が事業に取り組まなければ、多い、少ないにかかわらず受診したいと思う人が受けられません。平成27年度現在13市町村ですから、28.8%、約3割の市町村で取り組まれています。昨年の2月議会で連合長は、市町村担当者研修会や主管課長会議において、制度の紹介及び勧奨をしているほか、今後未実施の市町村を個別に訪問し、人間ドックへの助成の取り組みをお願いして参りたいと考えていると答弁されていました。この1年間、各市町村への取り組みはどのように行われてきたのでしょうか。連合長御自身が市政運営を担当しておられる熊本市へはどのようにお伝えになったのでしょうか。

以上、2点について伺います。

(上野美恵子議員 着席)

○

○大西一史 広域連合長
議長。

大西連合長。

○大西一史 広域連合長

それから、それぞれの市町村に対しての取り組みの本広域連合としての昨年以来の取組状況ということでございますが、熊本地震の発災等々もございまして、なかなか十分にそうしたことが各市町村訪問する中で、あるいはいろいろと議論していく中で十分でなかった点もあろうかというふうに考えておりますので、そうした点、今後また引き続き推進をして参りたいとこのように考えております。よろしくお願ひいたします。

議長。2番。

上野美恵子議員、最後の登壇となります。

○上野美恵子 議員

最後に要望2点、申し上げたいと思います。

– 45 –

能にするもので、財政支援とは言いまして、事実上、一部負担金や保険料の減免を9月末日まで延期することを国自らが提起しているものであります。県下ではまだ1万9,000世帯近い方がプレハブ仮設やみなし仮設、その他の仮住まいで生活をされております。民間の調査ではありますが、これらにお住まいの方々には医療的ケアを必要とされる方の割合が高いとの御報告がありました。調査にかかわった専門家の方が、熊本地震の被災によって様々に痛手を受けているの方々には住まいの再建はもちろん、生活や健康の復興も必要であると指摘をされておりました。健康面での復興を後押しするためにも国の通知に基づいて減免を延長していただくように取り組んでいただきたいと思います。

第2に広域連合議会は各市町村議会と違いまして、県下45の市町村の首長や議員によって構成されているという特殊な条件があるために頻繁に開くことが難しく、情報交流も限られています。事務局と私たち議員もメールやファクス、郵便でのやりとりが中心です。そして、市町村の住民にとっては少し遠い存在になっているのではないかと思います。そこで、なるべく開かれたものにするために、せめてホームページ上の情報量をもう少し増やし、そこを見れば広域連合の状況がわかるように改善していただきたいと思います。制度の説明だけでなく、今回質問しました健康事業をはじめとして、被保険者数や保険料の収納状況、減免の実績など、それぞれ基礎的な資料などの掲載を要望しておきたいと思っています。

今後も積極的に発言をしながら高齢者の皆さんの安心の老後につながるような制度になるように頑張って参りますのでよろしくお願いいたします。その決意を申し述べて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

(上野美恵子議員 着席)

_____ ○ _____

○澤田昌作 議長

以上で、上野美恵子議員の一般質問は終わりました。

次に、児玉智博議員の発言を許します。

_____ ○ _____

○児玉智博 議員

議長。

_____ ○ _____

○澤田昌作 議長

22番、児玉智博議員。

_____ ○ _____

(児玉智博議員 登壇)

○児玉智博 議員

私からは保険料の滞納の状況と滞納者に対する対応について、連合長に質問します。

先ほども述べましたように年金生活者の暮らしを取り巻く状況は年々厳しくなっております。具体例を1つ挙げますと、今の時期、山間部にあります小国町は特に寒さが厳しい地域なんです。ある一人暮らしの80代の御婦人は灯油を節約するために、日中室内で

児玉智博議員。

○
(児玉智博議員 登壇)

○児玉智博 議員

それでは、滞納者への制裁措置について伺いたいと思います。

この広域連合のホームページでは、「災害などの特別な理由がなく保険料を滞納したときには、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険証が交付されます。また、滞納が1年以上続き、特に悪質と認められる場合は保険証を返還していただき、資格証明書が交付されます。」というふうに記されております。さらに県外の自治体の中には預貯金などの財産を差し押さえるとホームページに明記しているところもあります。全国の事例では年金の差し押さえが行われたという話も聞き及んでおります。そして、古い資料になりますが、2010年には熊本でも合わせて263万円を滞納した34名に対して差し押さえを行ったことが、厚生労働省の資料でわかりました。現在、熊本県内ではこうした保険証の取り上げ、短期証や資格証の発行、それから差し押さえを実施した自治体はありますか。件数と滞納額、差し押さえがあれば、差し押さえたものも詳しく説明をしてください。

また、私は、滞納者のほとんどが低年金者でそもそも生活に困窮し得る立場にあること、加えて昨今の消費増税や後期高齢者医療保険料や介護保険といった負担も増えている、本当にどうしようもない状況に追い込まれて滞納に行き着いてしまう人ばかりだと思います。そういう人に対して差し押さえなんてもってのほかだし、保険証は他人に見せるものです。短期証を見た人は一目でこの人は滞納しているんだということがわかってしまいます。高齢者の方たちは、少しでもこういう病気を悪くしないように、病気を増やさないように、少しでも長く自力で歩けるように、家族や他人、社会にこれ以上迷惑をかけないようにという思いで定期的に通院している人たちが大勢いると思います。そして、実際、通院も処方されている薬も止めてしまえば最悪救急車で運ばれるような大事になると思います。やはり通院を少しでも躊躇させてしまうようなことはすべきではないと思います。差し押さえも短期証の発行も止めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(児玉智博議員 着席)

○大西一史 広域連合長

議長。

○澤田昌作 議長

大西連合長。

○
(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

短期証の発行や差し押さえ処分等を行うべきではないということに対する御質問に対して、認識をお答えしたいと思います。

それで見てみたんですが、やはり私はこの滞納の根本的な原因というのは、そもそも負担能力に照らして高すぎる保険料というのがあるんじゃないかというふうに思います。小国町の平成27年度の1人当たりの保険料は3万5,824円です。県下全域に比べれば2万円ほど安いので、安いと思われるかもしれませんが、そうじゃなくて、やはり小国町と言えば農林業の町ですので、国民年金受給者の割合が多い町だからそれなりにやっぱり低い数字が出てきてると思うんですよね。しかし、小国町が熊本市と比べて必要な生活費が安いかなと言えば、そうじゃないんですよ。やはり公共交通もありませんので、マイカーを持っていないといけない。ガソリン代は高くなっててかさむ。運転ができなくなればタクシーを利用するしかなくなると。先ほども言いましたが、やはり寒い地域ですので、灯油代なんかも、燃料代も、暖房代とか水道・光熱費も決してこういう中心部と比べてもかかるわけなんですよ。老齢基礎年金は今や満額でも年78万100円です。月にすると6万5,000円程度です。これだけでやはりそういう田舎でも生活するというのは相当困難だと思うわけです。さらに普通徴収の人と言えば、年18万円未満ですから、月にすると1万5,000円未満で生活しないといけないという人がいるわけです。しかも生活保護はなんらかの事情により受けることができている人たちです。私は、やはりこういう問題の根本を解決するためには本腰を入れて、この負担軽減、保険料の引き下げに乗り出すべきだと思いますが、最後に答弁をお願いします。

○大西一史 広域連合長
議長。

大西連合長、最後の答弁となります。

滞納の原因が高すぎる保険料にあるということの御指摘でございますけれども、被保険者1人当たりの医療費は全国で9番目に高いという本県の状況でありながら、保険料につきましては、軽減後の1人当たりの賦課額は年額49,815円で、全国で36番目とこういった状況でございます。よって、保険料が高すぎるというふうには考えておりません。いずれにいたしましても、被保険者間の負担の公平性の確保を図る観点からきめ細やかな

収納対策を行った上で納付可能な資産、こういったものをお持ちである場合には、やはりこういった滞納対策上必要な措置を行う必要があるのではないかなというふうに考えておりますが、いずれにしましても、低所得者の方に対する丁寧な対応ということは十分に市町村でやっていただくことが重要であろうとこのように考えております。

以上でございます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○澤田昌作 議長

以上で、一般質問は終了いたしました。

お諮りをいたします。本定例会において、議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○澤田昌作 議長

異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、平成29年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後4時5分閉会

~~~~~

